会員協同組合の記念事業に対する助成取り扱い要領

(趣旨)

第1 福機連会員の協同組合が創設の節目を記念し、今後の協同組合の更なる発展と 組織の強化を目的として記念行事を開催する場合、行事開催に要する直接経費の 一部を助成することとする。

(助成対象)

第2 助成の対象は、記念行事開催に伴う会場費、又は記念講演に要する講師謝金と する。

(助成基準)

第3 創設100年以上

10万円

創設50年以上100年未満

5万円

* 但し、10年毎を節目とする記念行事に限る。

(助成申請)

第4 記念行事を開催しようとする協同組合は、次の書類を添付のうえ、開催予定の 2ヶ月前までに福機連事務局宛申請するものとする。

なお、協同組合の設立登記年月日が確認出来ない場合は、当該協同組合の活動 実績等を参考に、福機連の正・副会長会議において判断するものとする。

- ・ 協同組合に設立年月日が確認できる書類
- 記念行事開催計画書

(終了報告)

第5 記念行事開催後1ヶ月以内に、助成金の使途を明記のうえ、福機連事務局宛行 事開催の終了報告書を提出するものとする。

(助成開始時期)

第6 この制度の運用は、平成12年度から開始する。